

小豆島ふるさと村の再生に係る基盤整備検討調査業務 仕様書

1. 業務委託名

小豆島ふるさと村の再生に係る基盤整備検討調査業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日

3. 業務内容

(1) 計画準備

小豆島ふるさと村将来ビジョン及び小豆島ふるさと村全体整備基本計画を踏まえ、業務計画を立案する。

(2) 基盤整備に係る概略設計

小豆島ふるさと村全体整備基本計画を踏まえ、設計条件を整理した上で、基盤整備（道路及び港湾施設等）に係る概略設計を行う。

①設計条件の整理

既存施設や上水道、電力、通信等の供給状況の調査

現地踏査をはじめとする、設計の与条件を整理

概略設計に必要な測量の実施（※）

②港湾施設に係る概略設計

「海の駅」として備えるべき機能（情報発信、地域連携機能等）を強化するため、老朽化した既存栈橋の撤去、既存防波堤の改良及び地域連携機能施設等の新設を想定しており、敷地利用等を含めた概略設計を行う。

③道路施設に係る概略設計

「海の駅」に隣接するエントランス、プロムナード、アプローチなど道路及び新設駐車場等の概略設計を行う。

※測量業務は以下の通り想定する。

番号	業務名	数量	想定条件
1	3級基準点測量（新点）	3点	耕地、平地、伐採なし、永久標識設置なし
2	4級基準点測量（木杭）	6点	耕地、平地、伐採なし
3	現地測量	0.0180 km ²	耕地、平地、縮尺：1/500

(3) 官民連携事業の導入可能性の検討調査

「海の駅」及び「エントランス」等の各エリアに適用可能なPPP／PFI等官民連携手法について想定される役割分担等の検討・調査を行う。

①事業スキームの検討

- ・条件の整理（導入範囲、対象施設等）
- ・導入可能な事業手法の整理
- ・事業スキームの整理

②事業者ヒアリングの実施

- ・調査計画の立案

- ・調査の実施及びとりまとめ、ヒアリング資料等の作成

③官民連携事業の導入可能性検討の実施

- ・調査結果を踏まえ、当該事業への導入可能な事業スキームを整理
- ・総合評価の実施（調査結果等を踏まえ定性評価を実施し、概略VFMの試算等により定量評価を行うこと）
- ・事業スケジュール（ロードマップ）の立案、整理

(4) 打合せ協議

業務の適正な遂行を図るため、その都度打合せを実施し、記録簿を作成する。打合せは、業務着手時、中間時（3回）、成果品納入時の5回を予定するが、そのほか、双方が必要と認める事項については、適宜協議を行うものとする。

(5) 報告書の取りまとめ

上記までの検討結果のうち、官民連携支援事業に係る調査検討内容について報告書として取りまとめる。

約3回（契約時、中間時点及び報告書作成段階）の報告を想定する。

4. 成果物

(1) 報告書

- ア. 調査報告書 1部（日本工業規格A列4判（A4）タテとする。）
- イ. 概略設計図面一式 1部（A3ヨコとする。）
- ウ. 調査概要版 30部（A4ヨコとする。）
- エ. 上記電子データ 1組（記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの）

(2) 「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業報告書」

- ア. 調査報告書 2部（日本工業規格A列4判（A4）タテとする。）
- イ. 上記電子データ 1組（記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの）

5. 留意事項

本件業務は、国土交通省「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」の採択を前提としており、業務の実施や報告書の作成等に当たっては、当該募集要領に従い、指定された報告書フォーマットの記載事項に留意の上、作成すること。

なお、業務の実施や報告書の作成等に当たり、国土交通省からの情報提供や整理等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

本件業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

また、本件業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

6. その他

- (1) 本件業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携をとり、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本件業務の実施に当たっては関連する法令等を遵守しなければならない。

また、本件業務の遂行上知り得た情報を本件業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本件業務の終了後も同様とする。

- (3) 受託者は、本件業務の実施に当たり、以下の資料を参照すること。

- ア. 小豆島町の総合戦略

イ. 小豆島観光ビジョン

ウ. その他、必要と認められる資料

- (4) 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問合せや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。